

まちづくりの基本目標

暮 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます
～生き生きした生活を送るために～

本町の持続的な発展の実現は、しっかりとした生活基盤が整い、町民が安全で安心して暮らせるまちがあってこそのものであります。さまざまな施設や資源、人材などを活用して、暮らしやすさを追及していくことが求められています。

このため、保健・医療・福祉の充実による生活の安心の確保、防犯・防災体制の充実による安全の確保、住宅・道路・公園・上下水道といった生活基盤の充実など、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

まちづくりの柱・施策(前期実行計画)・施策メニュー

保健医療体制の充実

※下線部分については、下の「用語の説明」参照。

施策	施策メニュー	協働方針
健康づくりの推進	町民が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持てるよう、啓発活動や予防活動など、健康に対する知識向上と自己管理意識の高揚を図ります。	
	心の健康に関する相談しやすい環境づくりや情報提供を進めます。	
	広報紙や講演会・学習会の実施により「心の健康づくり」の知識普及に努め、病気の方への対応や早期の相談・受診が大切であることの理解が深められる取り組みを推進します。	
生活習慣病予防対策	ゲートキーパーなど、心の病気に早期に対応できる人材の育成を図ります。	
	特定健診や予防教室などの実施を通じ、町民が自分の健康状態を理解し、健康な生活を送れるよう、生活習慣病改善への取り組みを支援します。	
食育・生活改善	個別健康相談の実施や、受診者の少ない若年層の検診受診を促進します。	
	乳幼児期から食に関心を持ち、より良い食習慣を身につけられるよう、関係機関と連携し、乳幼児栄養指導や調理実習などを実施することにより、食育知識の普及・啓発を図ります。	

協働方針について

町民の皆さんの協力や参画を得て、主に行政が取り組む協働



町民の皆さんと行政がこれまで以上に協力しながら進める協働



用語の説明

- ゲートキーパー／地域や職場、教育などの分野において、自殺のサインに気づき、見守りを行い、専門相談機関による相談へつなぐ役割が期待される人材。

第5次弟子屈町総合計画体系図

基本構想(まちの将来像・地域コンセプト)

水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち



まちづくりの基本目標(まちの10年の計を考える)

環 人と自然が共生するまちづくりを進めます
～豊かな自然を守るために～

まちづくりの柱
自然環境の保全と活用／循環型社会の構築

活 まちに活力・活気・雇用を生み出すまちづくりを進めます
～元気なまちをつくるために～

まちづくりの柱
観光と農業を柱とした地域活性化の推進／雇用・新産業の創出／足腰の強い産業育成

暮 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます
～生き生きとした生活を送るために～

まちづくりの柱
保健医療体制の充実／地域福祉の充実／子育て支援／生活基盤の向上／安全・安心の確保

育 豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりを進めます
～健やかな生涯を送るために～

まちづくりの柱
学校教育の充実／社会教育活動の推進／文化・スポーツ活動の推進



まちづくりの基本手段(基本目標を達成するための下支え)

人 まちづくりに興味と関心を持ち、行動する人を育てる仕組みを作ります

まちづくりの柱
人材育成・人づくり・人材の確保／まちづくりを支えるネットワークの形成・交流活動支援

公 誰でもまちづくりに参加することができる場や体制を作ります

まちづくりの柱
ともに汗をかき進めるまちづくり／時代に即し、透明度の高い行政運営

広報てしかが4月号でお知らせしたとおり「第5次弟子屈町総合計画(計画期間/2012年度～2021年度)」が策定されました。

本計画では、10年後のまちの将来像(基本構想)を「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」とし、実現のための4つの基本目標と2つの基本手段を定めました。将来、まちがこの目指すべき姿を達成するためには、私たちが手を取り合い、行政と町民の皆さん、関係機関などが協力していくことが大切です。

先月に引き続き、基本目標の3つ目と基本手段実現のための前期実行計画や具体的な事務事業計画についてお知らせします。

第5次弟子屈町総合計画の前期実行計画

10年後も、みんなで輝くために

施策	施策メニュー	協働方針	
高齢者福祉の充実	生きがい・社会参加支援	高齢者の知識や技術、経験を生かした社会参加を促進し、就労環境や生きがいづくりの環境を整備します。 高齢者の学習ニーズに対応した生涯学習機会の拡充、老人クラブの活性化など、生きがいづくりへの支援を図ります。	
	高齢者福祉施設の整備	老朽化している老人ホーム併和園の改築を検討し、待機者の減少と利用者の生活向上を図るため、道の介護保険支援計画に基づき整備を進めます。 デイサービスなど、高齢者福祉サービス施設などの充実を図るとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた土地で暮らせるよう、新たな地域密着型サービスの基盤整備を検討します。 民間事業者による施設整備に対する支援を検討します。	
	介護予防の推進	寝たきりをつくらない・要介護者に移行しないことを目的に、高齢者の運動器機能や口腔(こうくう)機能の向上、栄養改善、うつ閉じこもり予防に役立つ事業プログラムの充実を図ります。 介護予防サークルや老人クラブなどの教室活動を支援するとともに、地域での交流や生きがいのある生活を送れる体制づくりを推進します。 全ての高齢者の状況把握を行い、適切な介護予防サービスにつなげる体制を構築します。	
	介護サービス基盤整備	高齢化の進展に伴う単身・夫婦のみ世帯の増加に対応するため、介護サービスの必要な高齢者への在宅サービスの提供体制確保と質的な向上に努めます。 平成29年に医療機関の介護療養病床が廃止されることを念頭に、特別養護の増床など、施設サービスの提供体制を確保します。 介護を要する状態となっても、地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスを提供し、住み慣れた地域で生活ができるよう体制を整えます。	
	介護保険事業の適正な運営	介護保険事業の健全化・安定化のため、介護保険サービスの需要供給関係を見極め、給付費の適正化を図るとともに、可能な限り保険料負担の増加を抑制する事業運営に努めます。 確実に進展する高齢化と、それに伴う制度改正の動向を十分に見極めた介護保険事業計画の策定・実行に努めます。	
	相談支援体制の充実	高齢者のさまざまな相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援していく、総合相談支援体制の充実を図ります。 関係機関との連携により、高齢者虐待の防止や早期発見、解決のための体制の充実を図ります。	

施策	施策メニュー	協働方針	
医療の充実	医療体制の維持・強化	地域の適正な医療体制を確保するために、医師・看護師確保対策と、病院の運営に対して必要な支援を行います。 高度救命救急医療の確保のため、ドクターヘリの安定的運行など、救急医療の体制強化を支援します。	
	医療連携の推進	町民が安心して地域の医療機関を受診できるよう、また、必要な医療が的確に提供されるよう、医療機関・行政・関係機関が情報の共有を図り、技術連携も視野に地域医療連携の体制づくりを推進します。	
	医療受診への支援	乳幼児・ひとり親家庭、重度心身障がい者に対する医療費助成を継続して実施します。 医療費助成の適用範囲を小学生の通院まで拡大して、医療受診の負担を軽減します。	
	健康保険事業の適正な運営	国民健康保険制度について、広報紙などによる情報発信を行い、制度への一層の理解が得られるよう努力します。 国民健康保険税の滞納者に対し、きめ細やかな対応をして収納率の向上を目指し、適正な事業運営に努めます。 レセプト点検や医療費通知を通じて、適正な保健医療費の執行に務めます。	

地域福祉の充実

施策	施策メニュー	協働方針	
福祉社会の充実	地域の支え合い体制の構築と人材育成	町民誰もが安心して住みやすいと実感できるまちを目指し、福祉環境の整備や地域福祉組織の充実を図ります。 地域福祉を推進する多様な担い手の育成を積極的に支援します。	
	相談支援体制の充実	生活困窮者などの相談体制の充実に努めます。	
	生活支援	生活困窮者やひとり暮らしの高齢者などが自立し、安定した生活を送れるよう、対象世帯へのサービス・支援の充実を図ります。	



介護予防の取り組みを支援(ガンバルーン体操)



高齢者に対する生涯学習機会の提供(生きがい講座)










小学生の通院医療費に対し助成

用語の説明

- レセプト/医療機関が保険者(市町村や健康保険組合など)に請求する医療費の明細書。

子育て支援

施策	施策メニュー	協働方針	
安心して出産・育児できる体制づくり	妊娠・出産の支援	健康な妊娠期を過ごし、出産を安心して迎えるために、定期健診の促進や訪問・相談などの充実を図ります。 思春期教育の支援など、妊娠・出産に関する知識の啓発と、母性・父性の育成に努めます。	
	乳幼児・母子の健康づくり	母子共に乳幼児期を健康に過ごせるよう、乳幼児健診などの母子保健事業の充実を図ります。 予防接種に対する助成を継続し、疾病予防を図ります。	
	家庭での子育て支援と相談体制の確立	育児の孤立や不安を解消するため、相談体制の充実や子育て親子の交流の場の提供に努めます。 養育手当の支給や紙おむつ・粉ミルクの助成など、乳児養育に関わる経済支援の充実を図ります。 父親が育児に参加できるよう、啓蒙(けいもう)活動や講習会の実施などに取り組みます。 育児休暇が取りやすい社会の体制づくりを検討します。	
保育体制の充実	保育事業の充実	さまざまな保育需要に対応した、利用しやすい保育事業の運営を進め、乳幼児の保育(養護と教育)の充実を図ります。 幼保一体化など、国の制度改革の動向を十分に見据えながら、保育園・幼稚園・小学校の連携を深めます。 園開放による遊び場の提供など、子育て支援機能の充実に努めます。 特別支援を必要とする子どもの保育を充実させるため、保育士などの人材育成を図ります。 保育園のない地域でも、適切な保育の確保に努めます。	
	放課後児童クラブの充実	放課後や学校の長期休暇を安全に過ごせるよう、保護者代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活」と「遊び」の場を提供し、子どもの健全育成を図ります。 放課後児童クラブのない地域でも、子ども同士が触れ合える場の提供について検討します。 さまざまな児童に対応できるよう、職員の人材育成を図ります。	
子どもが安全・安心に暮らせる環境づくり	児童虐待の防止	関係機関との連携により、児童虐待の未然防止や早期の発見・解決を図ります。 要保護児童など、援助を必要とする子どもとその家庭に対し適切な対応が行えるよう、関係機関と情報を共有し、支援体制を整えます。 乳幼児の子育てにおける、保護者のストレスや悩みを解消するため、家庭訪問の実施や、いつでも相談できる体制の整備を進めます。	
	地域ぐるみでの子育て支援	地域や学校、関係機関と連携しながら、地域全体で子どもと子育て家庭を見守るネットワークづくりを行います。 児童館においては、子どもの安全・安心が確保できる居場所として「遊び」や「生活」を通し、子どもの健全育成を図ります。 児童館のない地域でも、子どもの安全が確保できる場の提供について検討します。	



学校外での児童に生活と遊びの場を(放課後児童クラブ)



保育園の充実を目指して



子どもたちの健やかな成長のために(乳幼児健診)

※下線部分については、下の「用語の説明」参照。

施策	施策メニュー	協働方針	
障がい者(児)福祉の充実	社会参加支援	障がい者(児)と健常者との垣根をなくし、共に社会活動への参加ができるよう総合的な支援を図ります。 就労支援事務所に対し必要な支援を行い、障がい者(児)の社会参加への環境整備を促進します。 障がい児にいろいろな体験の場を提供することで成長と発達を図るとともに、保護者の休息などを確保するため社会福祉協議会で実施しているレスパイト事業に協力・支援します。	
	生活支援	自立支援協議会との連携を強化し、障がい者(児)の情報把握・共有を行いながら、的確な支援・サービスへとつなげていきます。 発達に心配のある幼児・児童や、その保護者に対する相談支援を充実させるとともに、児童相談所など専門機関との連携を強化します。 障がいに関する福祉制度の活用について、情報提供サービスの充実を図ります。	
	福祉サービス基盤整備	障害者自立支援法や介護保険法などに基づくサービスの提供を確実に実施します。 多様化する福祉ニーズに対応できる人材の育成・確保や、福祉サービス提供事業者への支援を図ります。 障がい児については、個々の発達プログラムに合わせた療育支援を児童デイサービス事業として実施し、関係機関との連携を図りながら、個々の成長・発達を促します。	
相談支援体制の充実	障がい者(児)に関わる相談サポート体制を充実させ、地域で自立した生活が送れるよう支援します。 地域住民や関係機関と障がいに関わる情報を共有し、役割分担の明確化を図ります。		

用語の説明

- レスパイト事業/乳幼児や障がい者(児)、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代行し、リフレッシュを図ってもらう家族支援事業。

施策	施策メニュー	協働方針	
快適な市街地形成	魅力的で暮らしやすい街並み形成	<p>計画的な土地利用の推進により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市機能がコンパクトに集積した市街地の形成を図ります。</p> <p>街並みの景観整備については、優れた自然環境や温泉街、釧路川の整備と連携した「かわまちづくり」など、本町独自の特色を生かすとともに、おもてなしの心を持った景観形成を促進します。</p> <p>街並み形成も含めた本町独自の土地利用に関する指針として、土地利用のビジョンを示した土地利用計画を策定します。</p>	
	住みよい住宅の推進	<p>バリアフリー化や省エネ化などの住宅リフォームに対する相談窓口の設置や、住宅ローンの利子補給など、支援制度の充実を図ります。</p> <p>高齢者や障がい者が安心・安全に暮らせる住宅の建設・リフォーム方法について、普及・啓発に努めます。</p> <p>防災や福祉施策と連携した、住宅整備に関する建築士勉強会などを開催し、良好な住環境の形成を図ります。</p>	
	空き住宅の有効活用	<p>空き家対策と住宅供給を結びつけ、定住など地域の活性化につなげる仕組みを検討します。</p>	
	公営住宅の適正化	<p>公営住宅等長寿命化計画により、既設の公営住宅の有効利用を図ります。</p> <p>計画的な建て替え・補修整備による居住水準の向上と、セーフティネット機能の強化に努めます。</p> <p>既存施設の適正な管理と運用を図ります。</p>	
	公園施設の整備と活用	<p>公園・緑地については、都市計画マスタープランや緑の基本計画、公園長寿命化計画(策定予定)に基づき、防災拠点などの適正な配置、改修、維持・保全を促進します。</p> <p>町民の利用がより高まる、公園の管理と運用に取り組みます。</p>	
	公共交通の維持	<p>生活交通としてバス路線の確保・維持に努めるとともに、異なる交通モード(鉄道、ハイヤーなど)との連携やデマンド交通など、新たな公共交通の可能性についても検討を進めます。</p> <p>J R 釧網本線の路線維持のため、活用拡大に取り組みます。</p> <p>観光周遊交通と地域生活交通との連携を推進します。</p>	
移動手段の向上	生活道路の充実	<p>町道の改良舗装、維持・補修を進め、車両の安全交通や、地域住民・観光客の通行ニーズに対応します。</p> <p>必要に応じた防雪柵整備や凍雪害防止対策を進めるとともに、除排雪体制の強化を図り、冬期間道路の安全性を高めます。</p>	
	国道・道道の充実	<p>観光客の利便性や物資輸送車両の安全な交通を確保するための対策として、国に対し、地域高規格道路の整備促進を要請していきます。</p> <p>道道2路線を結ぶ町道銚別高台線など、道道への昇格が望まれる町道については、引き続き昇格要請の協議を行っていきます。</p> <p>地域住民の声を重視した、国道・道道への改善・補修要望を随時実施していきます。</p>	

生活基盤の向上

施策	施策メニュー	協働方針	
水回りの充実	水道水の安定供給	<p>水道施設の老朽化や災害に対応するため、水道管路・配水施設などの長寿命(耐震)化も含めた整備を、計画的に進めます。</p> <p>断水事故など、不測時への瞬時的対応を図るため、管路網図を整備します。</p> <p>コスト低減による水道事業経営の合理化・効率化に努めるとともに、施設維持管理の民営化を検討・推進していきます。</p>	
	温泉の安定供給	<p>温泉施設の老朽化や災害に対応するため、温泉管路・給湯施設などの整備を計画的に進めます。</p> <p>泉源の適地調査・諸効果を適切に判断し、新たな温泉井戸の開発を検討します。</p> <p>コスト低減による温泉事業経営の合理化・効率化に努めるとともに、施設維持管理の民営化を検討・推進していきます。</p>	
	下水道・浄化槽の整備	<p>快適な生活環境の構築・自然環境の保全を目的として、川湯・美留和地区における排水処理対策を進めます。</p> <p>下水道計画区域外で生活排水対策の緊急性が高い地域については、排水処理に関する基本計画を策定し、整備事業による浄化槽の配置を促進していきます。</p>	
癒やしと安心の確保	公衆浴場の運営	<p>町営浴場「泉の湯」については、老朽化や利用者の減少といった厳しい状況を踏まえ、今後の運営管理や新たな方策について検討を行います。</p> <p>町営以外の公衆浴場については、関係機関と連携して、適切な運用を図ります。</p>	
	墓地・火葬場の維持	<p>墓地内の利便性向上に努め、地域住民との協働による維持管理や環境整備を推進します。</p> <p>火葬場施設の保守点検や補修を計画的に実施し、安定した運営管理の継続に努めます。</p>	
	畜犬対策	<p>畜犬・野犬による人や家畜動物への危害を防止し、安全保持のための飼育者への指導を徹底します。</p> <p>畜犬の正しい飼い方について、広報紙などによる周知徹底・啓発に努めます。</p>	



J R 釧網本線の利用促進を



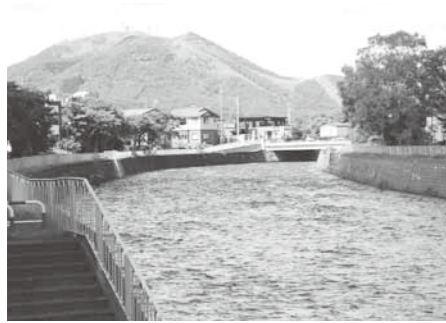
住民との協働による墓地の維持管理と環境整備



泉の湯の運営について検討

用語の説明

- セーフティネット／安全や安心の提供のこと。
- 都市計画マスタープラン／都市計画法の規定により市町村が策定する、都市計画に関する基本的な方針のこと。
- デマンド交通／利用者の要請によって運行される輸送手段。タクシーなどと比較すると、乗り合い性のため自由度は低いのが低料金。小型バスやタクシー車両が一般的。事前の登録や、利用時の予約が必要。



釧路川の整備について関係機関と協議



災害時に備えた訓練を



いざというときに備えて救命講習

※下線部分については、下の「用語の説明」参照。

施策	施策メニュー	協働方針	
災害対策の充実	防災対策の推進		
			巨大地震や噴火災害、雪害などを想定した緊急災害情報伝達の仕組みをつくり、防災通信設備の整備を図ります。
			地域防災計画と防災マニュアルは常に検証と見直しを行い、防災体制の強化・充実を図ります。
			災害時の資機材・食糧・水など、備蓄整備の充実を図ります。
			防災訓練の充実と住民の防災意識高揚を図るとともに、自主防災組織や北海道地域防災マスターなどの人材育成に努めます。
			高齢者や体が不自由な方など、要援護者の把握に万全を期し、災害時の支援体制強化に努めます。
	災害時において、隣接自治体と相互協力を行う広域連携体制の構築を図ります。		
	耐震化の促進	弟子屈町耐震改修促進計画に基づき、公共建築物の耐震化に積極的に取り組みます。	
		民間建築物の耐震化促進については「相談体制の整備・啓発・情報発信」「耐震診断・改修のための補助支援制度」「耐震化を担う人材育成と技術力向上」の3つの観点から総合的に取り組みます。	
治山・治水対策の推進	豪雨などによる自然災害を未然に防止するため、災害予防計画を策定し、危険箇所の減少を図ります。		
	町民の協力や参画による災害に強い山づくりを推進するため、森林が有する国土保全機能の再認識につながる啓発活動を進めます。		
	防災の観点を重視した治山・治水の必要箇所を的確に選定し、国・道が実施主体となる事業の要望を継続していきます。		
	釧路川について、治水上の安全の確保と親水性の向上に十分考慮した整備と管理を、必要に応じ国や道と調整・要望していきます。		

用語の説明

- 北海道地域防災マスター／防災に対する心構えなどを多くの方に知ってもらうため、ボランティアにより地域の防災活動に取り組む、北海道が認定した人材。

安全・安心の確保

施策	施策メニュー	協働方針	
生活安全の確保	交通安全の推進		
			歩行者の安全・安心な通行確保を図るため、歩道の維持・補修と拡幅整備を行います。
			町道区画線の整備や、カーブミラーなど必要な交通安全施設の整備を行います。
			幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を実施し、交通安全意識とモラルの向上を図ります。
防犯対策	交通安全指導員などの活動の推進と、人材育成に努めます。		
	各自治会と連携した、期別運動時における街頭啓発の推進を図ります。		
消費者活動の充実	消費者活動の推進と啓発		
	消費者相談の充実と連携		
消防体制の充実	消防力の充実		
			無線のデジタル化など消防救急設備の効果的な整備・更新を行い、消防救急体制のさらなる強化を図ります。
	防火体制の強化		
			消防職団員の訓練、研修を推進し、活動体制の強化を図ります。
救急体制の充実			
		継続して町民の防火・防災意識の啓発と知識普及を図るとともに、一般住宅用火災警報器の全戸設置を目指します。	
防火対象物や高齢者入居施設の防火査察・指導を強化します。			
消防団の活性化を中心に、地域防災組織の拡充を図ります。			
心肺停止患者の救命率向上と病院前救護の向上のため、救急救命士の養成や救助隊員の資質向上に努めるとともに、高規格救急自動車や高度救命用資機材の充実を図ります。			
町民に対し、予防救急教育を取り込んだ救命講習を継続的に実施し、救急発生率の減少と救命率の向上を目指します。			



消防団の活動強化を



消費者協会による街頭啓発



旗の波による交通安全街頭啓発

問い合わせ先／役場企画財政課企画係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)